

投資信託説明書  
(交付目論見書)使用開始日  
2022年4月28日

## ゴールベースラップ専用ファンド

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1  
ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2  
ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3  
ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4  
ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5

追加型投信／内外／資産複合

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行なう者

## 野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

&lt;照会先&gt; 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104 &lt;受付時間&gt; 営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<http://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

## 三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 <sup>(注)</sup>	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (部分ヘッジ)

(注) (投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、商品)資産配分変更型))

\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>)  
でご覧頂けます。

#### <委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2022年2月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：46兆4048億円（2022年1月31日現在）

この目論見書により行なうゴールベースラップ専用ファンド・レベル1/レベル2/レベル3/レベル4/レベル5の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年4月12日に関東財務局長に提出しており、2022年4月28日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については投資者の請求により委託会社から交付されます。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

野村アセットマネジメント株式会社が投資一任業者として提供する資産運用サービス「ゴールベースラップ」に関する投資一任契約に基づき、ご投資される資金を運用するためのファンドです。

## ■ ファンドの特色

### 主要投資対象

別に定める上場投資信託証券（ETF）※を主要投資対象とします。

※別に定めるETFとは、後述の追加的記載事項に記載する「投資対象とする上場投資信託証券」を指します。

各々国内の株式、世界の株式（新興国の企業の発行する株式（新興国株式）を含みます。）、国内の債券、世界の債券（国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など。世界の高利回り事業債（ハイ・イールド債）および新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（新興国債券）を含みます。）を実質的な投資対象とするETFおよび不動産や商品などに対するエクスポージャーを持つETFとします。

### 投資方針

「ゴールベースラップ専用ファンド」は、想定するリスク水準が低い順に「レベル1」、「レベル2」、「レベル3」、「レベル4」、「レベル5」の5つのファンドで構成されています。

- 上場投資信託証券への投資を通じた株式および不動産投資信託証券への投資配分比率の合計は、信託財産の純資産総額に対して下記の比率を中心とすることを原則とします。

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
30%	45%	65%	75%	85%

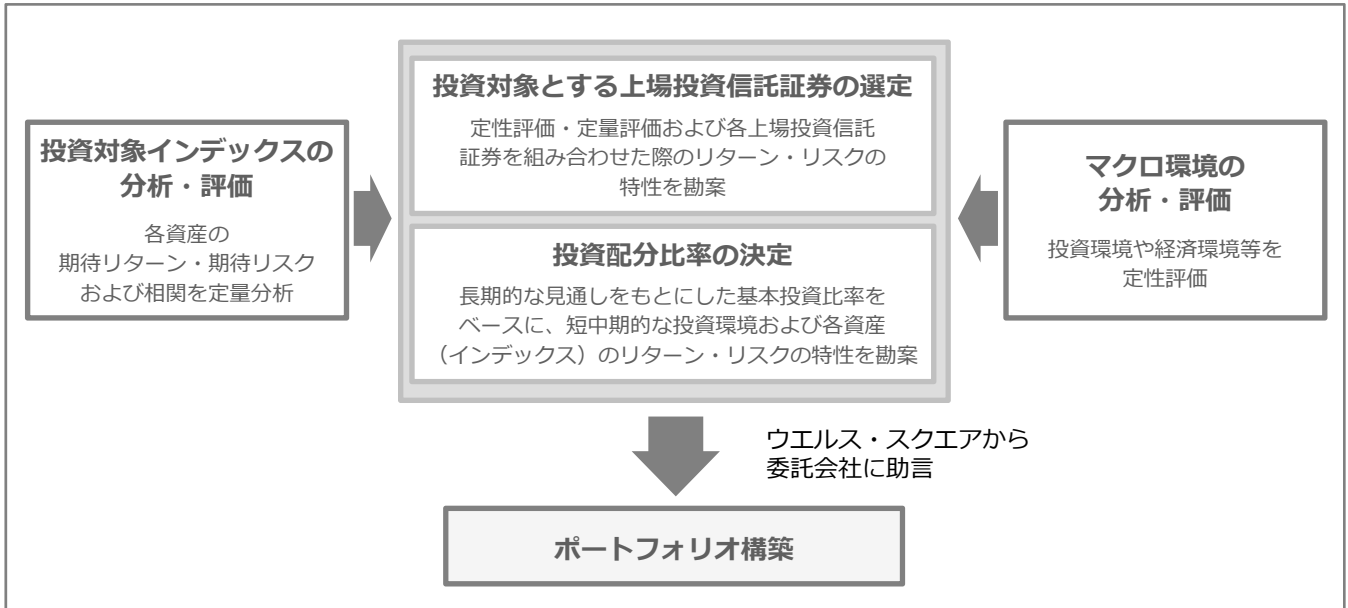
- 株式会社ウエルス・スクエア（ウエルス・スクエア）による以下のプロセスに従った助言に基づいて投資対象とする上場投資信託証券および各上場投資信託証券への投資配分比率を決定します。
  - ◆ ウエルス・スクエア独自の定量的な手法により、上場投資信託証券が連動することを目指すインデックス等（以下「インデックス」といいます。）を分析し、投資対象とする上場投資信託証券を選定します。なお、分析において為替ヘッジを行なう場合と為替ヘッジを行なわない場合では異なるインデックスとして扱います。
  - ◆ 長期的な見通しを基とした基本投資比率をベースに、短中期的な投資環境およびインデックスのリターン・リスクの特性を勘案して最終的な投資配分比率を決定します。なお、一部の上場投資信託証券への投資配分比率がゼロとなる場合があります。
  - ◆ 投資対象とする上場投資信託証券については、定性評価・定量評価等を勘案し、適宜見直しを行ないます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



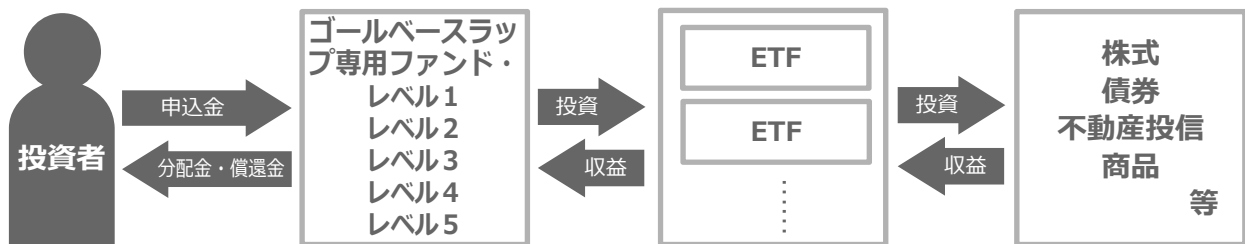
# ファンドの目的・特色

## ■ポートフォリオ構築プロセス■



\* 上記ポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

- 組入上場投資信託証券とファンド全体のリスク特性の状況をモニターし、投資配分比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや投資配分比率の見直しを行なう場合があります。
- 外貨建ての上場投資信託証券に投資する場合は、当該上場投資信託証券に対して為替変動リスクを回避する目的で外国為替予約取引を用いる場合があります。
- ファンドは、複数の上場投資信託証券（ETF）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

## 主な投資制限

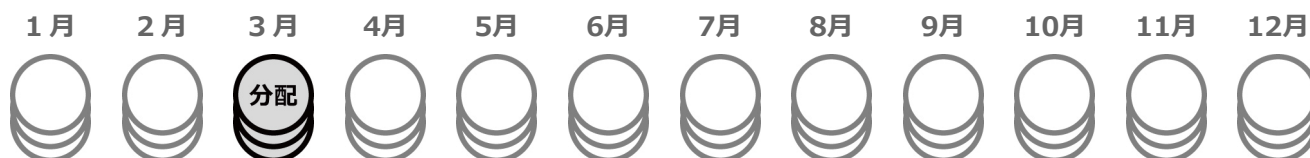
株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

## 分配の方針

原則、毎年3月29日<sup>※</sup>（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

※初回は2023年3月29日となります。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様<sup>※</sup>に帰属します。したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様<sup>※</sup>の投資元金は保証されているものではなく、基準価額<sup>※</sup>の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
REITの 価格変動リスク	REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。また、ファンドが実質的に投資を行なうハイ・イールド社債等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。
金価格の変動リスク	ファンドは、金価格に連動する投資成果を目的として発行された上場投資信託証券への投資を通じて、実質的に金に投資を行ないますので、金価格の変動の影響を受けます。
為替変動リスク	為替ヘッジを行なわない実質組入外貨建資産については、為替変動の影響を受けます。為替ヘッジを行なう実質組入外貨建資産については、為替変動リスクが低減しますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。



# 投資リスク

## ■ その他の留意点

### ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドが投資する上場投資信託証券が投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが投資する上場投資信託証券を、国内外の金融商品取引所において購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等による流動性の低下や、上場投資信託証券の設定交換不可日等による流動性の制約により、購入もしくは売却が困難または組入れに時間がかかる場合があります。また、流動性の低下等により、不利な条件での売買となった場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。
- ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金の各受け付けを取り消す場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。  
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。  
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。



# 投資リスク

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

### ● パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

### ● 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

#### ※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

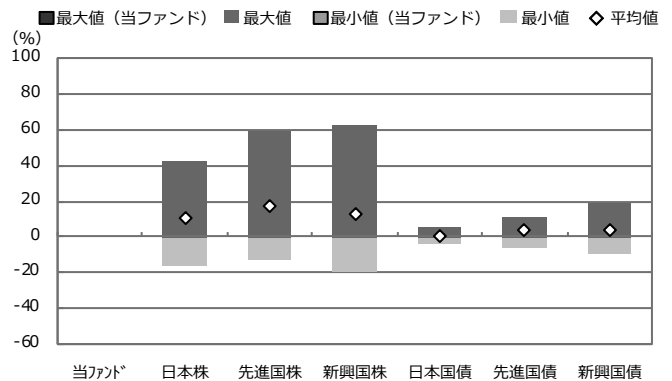
## ■ リスクの定量的比較 (2017年3月末～2022年2月末：月次)

### ■ レベル 1、レベル 2、レベル 3、レベル 4、レベル 5

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	—	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値 (%)	—	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 4.0	△ 5.4	△ 9.4
平均値 (%)	—	10.3	17.1	13.2	0.1	3.6	3.8

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2017年3月から2022年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。





# 投資リスク

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

## ■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
  - MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
  - NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
  - FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
  - JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPMSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）



## 運用実績 (2022年4月12日現在)

---

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

### ■ 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

### ■ 分配の推移

該当事項はありません。

### ■ 主要な資産の状況

該当事項はありません。

### ■ 年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにベンチマークはありません。



# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

購入単位	1口単位または1円単位（当初元本1口=1円）
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額 （ファンドの基準価額は1万円あたりで表示しています。）
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
購入の申込者の制限	野村アセットマネジメント株式会社との間で「ゴールベースラップ」に関する投資一任契約を締結した投資者等に限るものとします。
換金単位	1口単位または1円単位
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 なお、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2022年4月28日から2023年6月28日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。 ・ニューヨークの銀行　・ニューヨーク証券取引所
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限（2022年4月28日設定）
繰上償還	各ファンドにつき、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年3月29日（休業日の場合は翌営業日）。初回決算日は2023年3月29日。
収益分配	年1回の決算時に分配を行いません。（再投資可能）
信託金の限度額	各ファンドにつき、5000億円
公告	原則、 <a href="http://www.nomura-am.co.jp/">http://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。配当控除の適用はありません。 *上記は2022年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※当ファンドは、野村アセットマネジメント株式会社と投資一任契約を締結した投資者向けの専用ファンドですので、お申込みやお取引の詳細に関しては、投資一任契約の内容をご覧ください。



# 手続・手数料等

## ■ ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																																			
購入時手数料	ありません																																		
信託財産留保額	換金時に、基準価額に <b>0.1%</b> の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。																																		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																																			
運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。信託報酬率の配分は下記の通りとします。</p> <p><b>■レベル1</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年2.013% (税抜年1.83%) 以内 (2022年4月12日現在 年2.013% (税抜年1.83%))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">支払先の配分 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>年1.60%以内 (2022年4月12日現在 年1.60%)</td> </tr> <tr> <td>投資一任に係る業務等</td> <td>年1.30%</td> </tr> <tr> <td>ファンド運用に係る業務等</td> <td>年0.30%以内 (2022年4月12日現在 年0.30%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.20%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.03%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">実質的な負担 (注)</td> <td><b>年2.163%±年0.10% 程度 (税込)</b></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>■レベル2</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年2.013% (税抜年1.83%) 以内 (2022年4月12日現在 年2.013% (税抜年1.83%))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">支払先の配分 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>年1.60%以内 (2022年4月12日現在 年1.60%)</td> </tr> <tr> <td>投資一任に係る業務等</td> <td>年1.30%</td> </tr> <tr> <td>ファンド運用に係る業務等</td> <td>年0.30%以内 (2022年4月12日現在 年0.30%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.20%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.03%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">実質的な負担 (注)</td> <td><b>年2.163%±年0.10% 程度 (税込)</b></td> </tr> </tbody> </table>	信託報酬率		年2.013% (税抜年1.83%) 以内 (2022年4月12日現在 年2.013% (税抜年1.83%))	支払先の配分 (税抜)	委託会社	年1.60%以内 (2022年4月12日現在 年1.60%)	投資一任に係る業務等	年1.30%	ファンド運用に係る業務等	年0.30%以内 (2022年4月12日現在 年0.30%)	販売会社	年0.20%	受託会社	年0.03%	実質的な負担 (注)		<b>年2.163%±年0.10% 程度 (税込)</b>	信託報酬率		年2.013% (税抜年1.83%) 以内 (2022年4月12日現在 年2.013% (税抜年1.83%))	支払先の配分 (税抜)	委託会社	年1.60%以内 (2022年4月12日現在 年1.60%)	投資一任に係る業務等	年1.30%	ファンド運用に係る業務等	年0.30%以内 (2022年4月12日現在 年0.30%)	販売会社	年0.20%	受託会社	年0.03%	実質的な負担 (注)		<b>年2.163%±年0.10% 程度 (税込)</b>
	信託報酬率		年2.013% (税抜年1.83%) 以内 (2022年4月12日現在 年2.013% (税抜年1.83%))																																
	支払先の配分 (税抜)	委託会社	年1.60%以内 (2022年4月12日現在 年1.60%)																																
		投資一任に係る業務等	年1.30%																																
		ファンド運用に係る業務等	年0.30%以内 (2022年4月12日現在 年0.30%)																																
		販売会社	年0.20%																																
		受託会社	年0.03%																																
	実質的な負担 (注)		<b>年2.163%±年0.10% 程度 (税込)</b>																																
	信託報酬率		年2.013% (税抜年1.83%) 以内 (2022年4月12日現在 年2.013% (税抜年1.83%))																																
	支払先の配分 (税抜)	委託会社	年1.60%以内 (2022年4月12日現在 年1.60%)																																
投資一任に係る業務等		年1.30%																																	
ファンド運用に係る業務等		年0.30%以内 (2022年4月12日現在 年0.30%)																																	
販売会社		年0.20%																																	
受託会社		年0.03%																																	
実質的な負担 (注)		<b>年2.163%±年0.10% 程度 (税込)</b>																																	



# 手続・手数料等

## ■レベル3

信託報酬率		年2.013%（税抜年1.83%）以内 （2022年4月12日現在 年2.013%（税抜年1.83%））
支払先の配分 （税抜）	委託会社	年1.60%以内 （2022年4月12日現在 年1.60%）
	投資一任に係る業務等	年1.30%
	ファンド運用に係る業務等	年0.30%以内 （2022年4月12日現在 年0.30%）
	販売会社	年0.20%
	受託会社	年0.03%
実質的な負担 <sup>（注）</sup>		<b>年2.163%±年0.10% 程度（税込）</b>

## ■レベル4

信託報酬率		年2.013%（税抜年1.83%）以内 （2022年4月12日現在 年2.013%（税抜年1.83%））
支払先の配分 （税抜）	委託会社	年1.60%以内 （2022年4月12日現在 年1.60%）
	投資一任に係る業務等	年1.30%
	ファンド運用に係る業務等	年0.30%以内 （2022年4月12日現在 年0.30%）
	販売会社	年0.20%
	受託会社	年0.03%
実質的な負担 <sup>（注）</sup>		<b>年2.163%±年0.10% 程度（税込）</b>

## ■レベル5

信託報酬率		年2.013%（税抜年1.83%）以内 （2022年4月12日現在 年2.013%（税抜年1.83%））
支払先の配分 （税抜）	委託会社	年1.60%以内 （2022年4月12日現在 年1.60%）
	投資一任に係る業務等	年1.30%
	ファンド運用に係る業務等	年0.30%以内 （2022年4月12日現在 年0.30%）
	販売会社	年0.20%
	受託会社	年0.03%
実質的な負担 <sup>（注）</sup>		<b>年2.163%±年0.10% 程度（税込）</b>

（注）ファンドが投資対象とする上場投資信託証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。この値は、2022年4月12日現在のものであり、投資対象とする上場投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。



## 手続・手数料等

	<p>* ファンドが実質的な投資対象とするREITは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示しておりません。</p> <p>* 投資一任契約の締結の媒介、契約資産の運用状況についての定期的な報告、継続的なアフターフォロー等を行なう業者（野村アセットマネジメント株式会社との間で投資一任契約の締結の媒介に係る業務委託契約を締結したもの）が受ける報酬は、当該投資一任契約に基づく投資一任に係る業務等に対するものとして投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎月ならびに信託終了のとき支払うものとし、その報酬額は、ファンドの平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に、年0.80%の率を乗じて得た額とします。</p> <p>※委託会社が拠出する資金に対しては支払われません。</p> <p>・各支払先が運用管理費用（信託報酬）の対価として提供する役務の内容は下記の通りです。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">委託会社</td> <td>投資一任に係る業務等</td> <td>投資一任契約に基づく契約資産の運用および運用に伴う有価証券の売買、契約資産の運用状況についての定期的な報告および継続的なアフターフォロー等</td> </tr> <tr> <td>ファンド運用に係る業務等</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>販売会社</td> <td>口座内でのファンドの管理、事務手続き等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td> </tr> </table>	委託会社	投資一任に係る業務等	投資一任契約に基づく契約資産の運用および運用に伴う有価証券の売買、契約資産の運用状況についての定期的な報告および継続的なアフターフォロー等	ファンド運用に係る業務等	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等		販売会社	口座内でのファンドの管理、事務手続き等		受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
委託会社	投資一任に係る業務等		投資一任契約に基づく契約資産の運用および運用に伴う有価証券の売買、契約資産の運用状況についての定期的な報告および継続的なアフターフォロー等									
	ファンド運用に係る業務等	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等										
	販売会社	口座内でのファンドの管理、事務手続き等										
	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等										
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・ 外貨建資産の保管等に要する費用</li> <li>・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用</li> <li>・ ファンドに関する租税 等</li> </ul>											

## 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- \* 上記は2022年2月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- \* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- \* 法人の場合は上記とは異なります。
- \* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## 追加的記載事項

### ●投資対象とする上場投資信託証券について

2022年4月12日現在、委託会社が知りうる情報等を基に記載した投資対象とする上場投資信託証券の概要です。

1	ファンド名	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	主要投資対象	TOPIXに採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式
2	ファンド名	NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	主要投資対象	日経225に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式
3	ファンド名	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	実質的な主要投資対象	外国の株式
4	ファンド名	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	実質的な主要投資対象	外国の株式
5	ファンド名	NEXT FUNDS NASDAQ-100 <sup>®</sup> （為替ヘッジなし）連動型上場投信
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	主要投資対象	NASDAQ-100指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式（DR（預託証書）を含みます。）
6	ファンド名	インベスコ QQQ信託シリーズ1（外国籍投資信託）
	投資顧問会社	インベスコ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー
	受託会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
	主要投資対象	外国の株式
7	ファンド名	NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	実質的な主要投資対象	新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）
8	ファンド名	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	実質的な主要投資対象	わが国の公社債
9	ファンド名	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	実質的な主要投資対象	外国の公社債
10	ファンド名	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	実質的な主要投資対象	外国の公社債
11	ファンド名	バンガード・米国短期国債ETF（外国籍投資信託）
	投資顧問会社	ザ・バンガード・グループ・インク
	保管銀行	JPモルガン・チェース・バンク
	主要投資対象	米国の投資適格短期国債
12	ファンド名	NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	実質的な主要投資対象	米ドル建ての投資適格社債および上場投資信託証券
13	ファンド名	iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF（外国籍投資信託）
	投資顧問会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
	受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
	主要投資対象	米ドル建ての投資適格社債
14	ファンド名	SPDR <sup>®</sup> ブルームバーグ・ハイ・イールド債券ETF（外国籍投資信託）
	投資顧問会社	SSGAファンズ・マネジメント・インク
	保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
	主要投資対象	平均を上回る流動性を有する米ドル建て投資適格未満のハイイールド社債



## 追加的記載事項

15	ファンド名	SPDR® ポートフォリオ・ハイ・イールド債券ETF (外国籍投資信託)
	投資顧問会社	SSGAファンズ・マネジメント・インク
	保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
	主要投資対象	米ドル建て投資適格未満のハイイールド社債
16	ファンド名	エックス・トラッカーズ 米ドル建てハイイールド社債ETF (外国籍投資信託)
	投資顧問会社	ディービーエックス・アドバイザーズ・エルエルシー
	受託会社	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
	主要投資対象	米ドル建てのハイイールド社債
17	ファンド名	iシェアーズ ブロード 米ドル建てハイイールド社債 ETF (外国籍投資信託)
	投資顧問会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
	受託会社	ステート・ストリート・アンド・トラスト・カンパニー
	主要投資対象	米ドル建てのハイイールド社債
18	ファンド名	iシェアーズ 米ドル建てフォールン・エンジェル債券 ETF (外国籍投資信託)
	投資顧問会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
	受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
	主要投資対象	米ドル建ての従前投資適格であった高利回り社債
19	ファンド名	ヴァンエック・ベクトル・フォールン・エンジェル・ハイイールド債ETF (外国籍投資信託)
	投資顧問会社	ヴァンエック・アソシエイツ・コーポレーション
	受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
	主要投資対象	米ドル建ての発行時には投資適格に格付けされていた投資適格未満の社債
20	ファンド名	iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF (外国籍投資信託)
	投資顧問会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
	受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
	主要投資対象	米ドル建ての新興国債券
21	ファンド名	バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF (外国籍投資信託)
	投資顧問会社	ザ・バンガード・グループ・インク
	保管銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
	主要投資対象	新興国の政府または政府関係発行体により発行された米ドル建ての債券
22	ファンド名	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
23	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	実質的な主要投資対象	日本を除く世界各国の不動産投資信託証券
24	ファンド名	NEXT FUNDS 金価格連動型上場投信
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	主要投資対象 (主要取引対象)	内外の短期有価証券および日本円換算した1g(1グラム)当りの金価格に連動する投資成果を目的として発行された有価証券、金を対象とした先物取引や外国為替予約取引等
25	ファンド名	SPDR® ゴールド・トラスト (外国籍投資信託)
	スポンサー	ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー
	受託会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの一部門であるBNYメロン・アセット・サービシング
	主要投資対象	金地金
26	ファンド名	SPDR® ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト (外国籍投資信託)
	スポンサー	WGC USAアセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
	受託会社	デラウェア・トラスト・カンパニー
	主要投資対象	金地金
27	ファンド名	iシェアーズ ゴールド・トラスト (外国籍投資信託)
	スポンサー	iシェアーズ・デラウェア・トラスト・スポンサー・エルエルシー
	受託会社	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
	主要投資対象	金

・投資対象とする上場投資信託証券には、ファミリーファンド方式<sup>\*</sup>で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。

<sup>\*</sup>ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみです。





## 追加的記載事項

### ●信託報酬率の調整について

信託報酬率の調整は以下の計算方法をもって行ないます。信託報酬率は毎月1回計算し、当月の第5営業日目以降で前日が営業日となる最初の営業日（「適用開始営業日」といいます。）から翌月の適用開始営業日の前日まで適用することとします。

信託報酬率=年1.83%（税抜）－対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×対象ETFの投資割合

なお、信託報酬率は、年1.83%（税抜）以内の範囲で委託会社が定めるものとします。

- ・対象ETFは、ファンドが投資するETFのうち、ファンドの委託会社が設定したETFとします。
- ・対象ETFの委託会社報酬率は、原則として、目論見書その他公表資料で開示されている当該各月の前月最終営業日時点の対象ETFの信託報酬率（税抜の年率値）のうち、純資産総額に応じて一定の率で委託会社が受取る部分（税抜の年率値）をいいます。
- ・対象ETFの投資割合は、当該各月の前月における対象ETFの投資割合の平均値とします。
- ・複数の対象ETFに投資する場合の「対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×対象ETFの投資割合」は、各対象ETFについて算出した「当該各対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×当該各対象ETFの投資割合」を合計した値とします。

### ●ファンドの名称について

ファンドの名称については、正式名称ではなく略称等で記載する場合があります。

ファンドの正式名称	略称等
ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル1	レベル1
ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル2	レベル2
ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル3	レベル3
ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル4	レベル4
ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル5	レベル5

なお、全てのファンドを総称して「ゴールベーススラップ専用ファンド」という場合があります。

# MEMO

---

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

# MEMO

---

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

